

- 行旅人死亡
- 被保險者證無効
- 建築線廢止
- 甘藷ノ買付並ニ搬出ノ制限一部解除
- 災害復舊耕地事業補助規程
- 彙報

一〇頁

内トス

鳥取縣公報

昭和十九年一月十四日
第千四百九十三號

本書ノ大きさへ國定規格A5判

目 次

○告 示

示

◆鳥取縣告示第十一號

昭和十三年六月十日鳥取縣告示第三百四十號鳥取縣立農會技術員養成所規程中改正
技術員養成所規程中左ノ通改正ス

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第二號ニ依ル農事試驗場、修鍊農場等ニ於テ一年以上ノ訓練ヲ受ケザルモ農業ノ經驗ヲ有スル者ハ知事ノ銓衡ヲ經テ入所セシムルコトアルベシ
但シ右ニ該常スル者ノ數ハ第二號ノ員數ノ二分ノ一以

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年度農事試驗場甲種練習生トシテ入場ヲ許可セ
ラレタル者ハ本規程ニ依ル入所試驗ニ合格シ入所ヲ許可

セラレタルモノト看做ス

附 則

三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及
其ノ實施ノ日

イ 額 (山口縣產)

名稱 内容 單位 最高販賣價格

◆鳥取縣告示第十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認
可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ
有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以
テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一、組合員ノ名稱及地區

イ 名稱 鳥取縣セメント小賣商業組合
ロ 地區 鳥取縣一圓

二、構成員タル資格

昭和十九年一月十四日

四、認可ニ附シタル條件

イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコト
アルベシ

ロ 認可價格及實施ノ日ヲ鳥取縣セメント小賣商業

組合及組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

名稱	內容	單位	最高販賣價格
雜用セメント	セメントダストラ主成分トセルモノ	一袋(三十人)	一、三〇
雜用セメント	セメントダストラ主成分トセルモノ	一袋(二十五人)	一、二

- 一、本表價格ハ販賣業者庭先渡又ハ倉庫渡價格トス
ロ 實施ノ日

鳥取縣告示第十三號

市街地建築物法施行細則第六條ニ依リ昭和十五年八月十三日付鳥取縣告示第六百三十三號指定建築線左ノ通廢止ス

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一、建築線廢止ノ場所 鳥取市富安二二五番地
一、廢止建築線ノ延長距離 四〇メートル
一、廢止建築線間ノ距離 四メートル
一、左記圖面ノ通り

建築線廢止圖 縮尺 六百分之一

至美保橋

工場敷地

4米

縣

廢止建築線

40米

道

富 安
二 一 五 番 地

北

至今町二丁目

鳥取市

岩美郡小田村 大岩村

八頭郡中私都村 安部村 用瀬町 若櫻町

氣高郡大郷村 小鷺河村 逢坂村 東郷村

東伯郡中北條村

西伯郡名和村 逢坂村

書ニ左ニ掲タル書類ヲ添付シ出願スベシ

第二條 補助金ハ災害ノ都度告示ヲ以テ補助率ヲ定メ之ヲ交付ス、但シ事業ノ爲支出シタル費用ニシテ他ノ團体又ハ個人ヨリ補助金、獎勵金又ハ寄附金ヲ受ケタルモノ又ハ受クベキモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書ニ左ニ掲タル書類ヲ添付シ出願スベシ

一、設計書

二、補助金交付ノ事業ニ付認可、議決又ハ同意ヲ要スルモノニアリテハ之ヲ證スル書面

三、法人ニ係ルモノハ當該事業ニ對スル收支豫算書

四、數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ之ヲ證スル書面

◆鳥取縣告示第十六號 災害復舊耕地事業補助規程左ノ通定ム

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武島一義

災害復舊耕地事業補助規程

第一條 風水害其他災害ニ因リ荒廢セル耕地及耕地ニ關スル公共施設（道路、水路、井堰、溜池等）ヲ復舊セントスル者ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第七條 補助金ヲ請求セントスルトキハ年度終了後一ヶ月以内ニ事業成績書、收支決（精）算書ヲ添ヘ第四號様式ニ依リ請求書ヲ提出スベシ

補助金ハ年度割事業費ノ三分ノ一以上竣効シタルトキハ分割請求ヲナスコトヲ得

第八條 補助金ハ實地検査ノ上之ヲ査定交付ス

第九條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ事務所ヲ設ケ事業ノ狀況、費用ノ收支其他事業ニ關スル事項ヲ明カニスベキ書類、帳簿ヲ備付クベシ

第十條 補助金ノ交付ヲ受クルモノニ對シテハ當該官吏、吏員ヲシテ書類、會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取締サシムルコトアルベシ、此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業者ニ於テ負擔スルモノトス

附 則

本規程ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年二月鳥取縣告示第五十六號災害復舊耕地事業助成規程、昭和十四年一月鳥取縣告示第一號昭和十三年水害復舊耕地事業補助規程、昭和十七年一月鳥取縣告示第二十九號昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程及昭和十八年一月

鳥取縣告示第三十二號昭和十七年水害復舊耕地事業補助規程ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規程ニ基キ補助指令ヲ受ケ現ニ事業施行中ノモノハ返還セシムルコトアルベシ

ii

補助金、奨励金、寄附金、雑収入等八附記欄ニ詳細説明ノコト

三

前手序

	科
	目
豫算總額	復舊設計
事業費額	前年支出額
事業費額	上年支出額
	計
	殘額
	附記

備
未

支出ノ附記欄二八本年處支出事業費ノ内詳ア記載ノ五

昭和十九年一月十四日印刷

縣東市東町
鳥取市堀川町印刷所

着衣

四、着衣及所持器

燒失シ全ク不明

五、埋葬年月日

昭和十八年十一月五日

六、取
級
者

佐世保市長